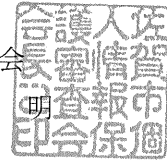


答 申 第 1 8 号
平成20年10月28日

佐賀市長 秀 島 敏 行 様

佐賀市個人情報保護審査会
会 長 村 上 英



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号に基づき、平成20年10月16日付け佐
市市生第1370号により諮問がありました佐賀市住民基本台帳情報の目的外利用につ
ては、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

なお、個人の権利利益の保護を図るため、特に次の点に配慮することを要望します。

- 1 利用を許可する個人情報については、今回の諮問事項以外で利用しないことはもちろ
ん、利用の際は端末操作職員に対し、個人情報の適切な取扱いと外部への漏洩防止につ
いて徹底させること。